

分会ニュース 2020

全日本港湾労働組合
 関西地方建設支部
 太平ビルサービス分会
 大阪市中央区瓦町 1-6-10
 電話 06-6229-3620
<http://taiheibunkai.wp.xdomain.jp>



「太平ビルサービス大阪労働組合」代表に問う

昨年「どうなってんねん労働組合パート8」で時間外労働(残業のことです)の協定(以下 36 協定という)を結んだ「太平ビルサービス大阪労働組合」の執行委員長に、当組合からの「大丈夫ですか」と呼びかけました。

昨年は労基法改定直後であり、多岐にわたる法改定、経営の情報提供も十分受けているか心もとないところもあったでしょう。

今年4月から中小企業への法適用が始まっており、当方組合員の健康と命に関わることでお聞きします。

昨年**貴殿の締結した会社との36協定**では時間外労働の1か月上限を99時間としていました。2か月以上にわたる時間外労働の平均は80時間以内、1年は720時間ともなっていました。これらは労基法36条第6項の1か月100時間未満、80時間を超えないこと、のまさに上限を認めた、ということだと思います。

しかしその直前、**労基法36条第4項**には1か月45時間、1年360時間を超えない時間に限る、となっています。

法律の仕組みでは第4項が原則で、第6項はいわば例外の扱いです。この例外は危ない例外ですのでのちに述べるように幾重にも規制がかかっています。

今回労基法改定で初めて法律条文に時間外労働の具体的な数値上限を定めたのが第4項の45時間です。

なぜ労基法本文に時間外労働の上限数値を定めたのか。従来は時間外労働に上限は無く、36条協定さえ結べば会社は何時間でも時間外労働を命じることができたのです。

その結果が世界共通語にもなった**「過労死」**です。長時間労働による過労を原因とする死亡事故が頻発しました。

このため労基法改正にあたって厚生労働省は以下の**「指針第3条第2項」**を定めました。

「一週間当たり四十時間を超えて労働した時間が一箇月においておおむね四十五時間を超えて長くなるほど、業務と脳血管疾患及び虚血性心疾患(負傷に起因するものを除く。以下この項において「脳・心臓疾患」という。)の発症との関連性が徐々に強まると評価できるとされていること並びに発症前一箇月間におおむね百時間又は発症前二箇月間から六箇月間までにおいて一箇月当たりおおむね八十時間を超える場合には業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならない。」

これがいわゆる「過労死基準」です。

ここでは時間外労働が1か月45時間を超えると脳梗塞や心筋梗塞等の危険性が高まり、1か月に100時間、2か月以上の平均が80時間を超えるとそうした発症が強く推認される、と述べています。

裁判では、1か月100時間、2か月以上平均80時間を超えない事例も労働災害と認定される例が多くみられます。

労基法36条第4項の1か月45時間という上限は単なる数値ではなく、脳・心臓疾患の危険から

労働者を保護する規制なのです。例外が1か月100時間2か月以上平均80時間となっているからそこまでは当たり前、ではないのです。

労働者の安全のためには1か月45時間以内とすることが必要であり、45時間を超えていくことは労働者を過労死に追い込んでいくことにほかならず、まして「業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強い」とまで

言われる1ヶ月100時間2か月以上平均80時間を許容することは「**過労死協定**」と言わねばなりません。

同じく指針第2条には「**労使当事者の責務**」と題し協定を結ぶ基本として「労働時間の延長及び休日
の労働は必要最小限にとどめられるべき」と述べています。

続けて「労働時間の延長は原則として同条第三項の限度時間(1か月45時間)を超えないものとされていることから、時間外・休日労働協定をする使用者及び労働組合、(以下「労使当事者」という。)は、これらに十分留意した上で時間外・休日労働協定をするように努めなければならない。」とあります。

つまり労使双方に労働時間の例外延長協定を結ぶに際し、1か月45時間という限度時間の持つ意味を十分留意しなければならないし、延長するにしても極力その幅を小さくする責務を課しているのです。

これは安全配慮義務を負う会社側だけでなく、協定の当事者たる労働組合に対し相応の責任を課すものというべきものであり、その意味合いを労働組合は十二分に意識しなければならないのです。

労基法36条第9項には「行政官庁は、第七項の指針に関(上記指針第2条や第3条などのこと)・協定をする使用者及び労働組合・対し、必要な助言及び指導を行うことができる。」とあり、協定当事者たる労働組合に対し使用者と同等の扱いをしますよ、と述べています。

以上のことから私たちは**あなたの結んだ協定**は、従業員を無茶な長時間労働に迫りやる危険な協定だと考えます。

厚生労働省が1か月45時間を超える協定にこれだけの縛りをかけていることを軽視しているのではないですか。国は長時間労働を規制する責務を今回協定当事者の労働組合にも課してきました。

1か月99時間、2か月以上平均80時間を許容する協定の当事者の印鑑はあなたの印鑑です。この協定に縛られる従業員には私たちの組合員も多く含まれます。

あなたは1か月45時間を超える協定を結ぶ根拠を明らかにしなければなりません

ん。私たちはこの協定では私たちの組合員の安全と健康は守れないと考えます。

なぜこのような危険な協定を結んだのか、明確にお答えください。

会社は従業員の安全に配慮する義務があります。そしてまたこのような協定を結んでしまっているあなたにも相応の責任が発生しています。だから 私たちは今の時点であなたに問うておかなければなりません。

「なぜ結んだのか」